

会議録

会 議 の 名 称	第6回登米市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	令和6年7月4日（木）13時30分 開会 15時30分 閉会
開 催 場 所	登米市役所登米庁舎 2階 201～203 会議室
座 長（ 議 長 ）	会長 山田 一裕
出席者の氏名	及川由美子委員、木村千代委員、熊谷毅委員、菅原昭委員、猪股圭太郎委員、鈴木郁子委員、千葉秀子委員、沼倉芳雄委員 以上8名
欠席者の氏名	佐藤修委員、佐藤雅子委員、千葉慶起委員
事務局職員職氏名	上下水道部長 細川宏伸 上下水道部次長兼水道施設課長 鈴木安宏 （経営総務課）佐々木課長、菅原補佐、小竹係長、 石堂主事、高橋主事 （水道施設課）高橋補佐 （下水道施設課）星課長、小出補佐
議 題	1 開会 2 会長挨拶 3 会議 （1）会議録署名人の選任 （2）登米市上下水道事業ビジョン策定の概要について （3）登米市下水道基本構想の見直しについて 4 報告 （1）今後の合併処理浄化槽整備について （2）公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について 5 その他 6 閉会
会 議 結 果	別紙のとおり
会 議 経 過	別紙のとおり
会 議 資 料	資料1 登米市上下水道事業ビジョン策定の概要について 資料2 登米市下水道基本構想の見直しについて 資料3 今後の合併処理浄化槽整備について 資料4 公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について 資料5 今後の審議会の予定 参考資料1 登米市地域水道ビジョン（令和6年3月改訂） 参考資料2 登米市水道事業経営戦略（令和6年3月改訂） 参考資料3 登米市下水道施設統廃合計画について（概要版）

発言者	発言要旨
【1 委員の変更について】	
<p>開会に先立ちまして、委員の変更がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>登米市産業振興会からの推薦でありました伊藤秀雄様から、委員を辞する申し出がありました。後任には、同会の佐藤修様が、令和6年6月13日付けで委員に就任されましたのでお知らせいたします。なお、佐藤委員については、本日都合により、欠席となっておりますのでご了承願います。</p>	
【2 開会】	
会議資料の確認後、開会を宣言。	
【3 会長挨拶】	
<p>皆様、本日は暑い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>委員の変更もありましたので、今後の審議会において、意見交換をしていければと思っています。</p> <p>最近、県内の川の水量が減少しているように感じております。水量減少は、水質悪化にも繋がりますので、安定的な水量と水質確保に努めていかなければならないと感じています。</p> <p>昨今の異常気象等により、良質な水の確保が大切になっておりますし、環境、社会が変化しても、私たちには求められる役割がありますので、利用者の負担軽減が図れるよう、委員及び職員でアイデアを出し合い、制度・計画整備をしていきたいと考えていますので、今度とも御協力をお願いします。</p>	
【4 事務局】	
<p>これから会議に入りますが、前回3月22日付けで「登米市地域水道ビジョンの改訂について」、「登米市水道事業経営戦略の改訂について」及び「登米市下水道事業施設統廃合計画について」の3案件について、答申しておりますが、今回から「上下水道事業の重要事項について」として、「登米市上下水道事業ビジョン策定について」及び「登米市下水道基本構想の見直しについて」の2案件について、ご審議していただき、今年度最後の審議会（令和7年1月頃予定）において、答申する流れを考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は審議会会長に努めていただくことになっておりますので、これより山田会長に議長をお願いいたします。</p>	
【5 会議】	
(1) 会議録署名人の選任	
会長	<p>会議出席委員は過半数以上のため、審議会条例第6条2項の規定により、本会議が成立することを報告。</p> <p>会議録署名委員には、委員名簿順に従い、猪股委員と鈴木委員を指名し、</p>

	<p>了承を得た。</p> <p>審議会の公開、傍聴及び会議録の開示掲載については、登米市審議会等の会議の公開に関する指針第4条並びに第7条の規定により、傍聴席の設置と会議録をホームページに掲載し、公表することを説明。</p>
(2) 登米市上下水道事業ビジョン策定の概要について	
会長	「登米市上下水道事業ビジョン策定の概要」について、事務局に説明を求めた。
事務局	(資料1に基づき説明)
会長	<p>これまでは水道事業、下水道事業ごとの計画策定をされていましたが、上下水道部への組織統合に伴い、上下水道事業を一体化したビジョン策定する必要性が出てきたということです。また、次年度末(令和8年3月)までに策定をされるということで、策定に当たっては、公募型プロポーザル形式により、実施されるということです。進捗状況についても、本審議会で報告いただいて、議論を行っていくものとなっているようです。</p> <p>委員の皆様から、現時点における計画等について、意見等がありましたら、ご発言願います。</p>
委員	(異議なしの声)
事務局	今後の審議会において、進捗状況等の説明を行い、議論をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
委員	事業期間は、いつから令和7年度末までとなっているのでしょうか。
事務局	事業自体(策定業務)は令和6年4月1日からスタートはしているのですが、プロポーザル方式により、企業さんにもお手伝いをいただきながら完成させていくということに考えております。
(3) 登米市下水道基本構想の見直しについて	
会長	「登米市下水道基本構想の見直し」について、事務局に説明を求めた。
事務局	(資料2に基づき説明を行う)
会長	<p>基本的な部分として、ビジョン策定を行い、基本構想の見直しも行われるということですが、基本構想の見直しについては、県が策定する構想と連動して見直しが必要になると思いますが、県の進捗が遅くなれば、市のスケジュールも遅くなるのですか。</p> <p>また、基本構想は、ビジョンの中でどのような位置付けとなるのか、全体のフレームワークが把握できる図などを示していただけると助かります。</p>
事務局	体系図としては、市の総合計画の下に、上下水道ビジョンがあります。基

	<p>本構想については、上下水道事業ビジョンの次に当たる、個別の基本構想としての位置づけとなっております。過去には基本構想の策定において、県の進捗状況の遅れにより、本市でも歩調を合せ、策定を行ったということがあります。</p>
会長	<p>ビジョンについては、大枠を作るイメージで、基本構想については、個別の事業計画を作るというイメージですね。</p> <p>委員の皆様からは何かございますか。</p>
委員	<p>宮城県の基本構想について、平成 21 年度と平成 28 年度に構想の見直しが行われたということで、今年度と来年度の 2 年で再度見直しされるということですが、資料 2 の 3 では、「その大小にかかわらず積極的な見直しを行うよう依頼されており」とあり、見直し時期については、県が見直しを行う年度のみで実施されるのでしょうか。それとも、年度途中においても、市独自で見直しを行うことも可能なのでしょうか。</p> <p>また、市で策定した基本構想は、県との協議の中で、訂正等を加えられず認められるものなのか。県が策定した基本構想とのズレが生じた際、どのような協議等を経て内容の補うのでしょうか。</p>
事務局	<p>県からは、一定の考え方で、自治体ごとに計画をそれぞれ提出されるよう、要請がされておりましたので、県内で調整を行いながら、自治体から県に提出をしています。年度途中で、基本構想の見直しを実施することは可能ではありますが、内容に係る具体的な変更等が生じた場合であっても、構想自体に影響を及ぼすものではないことから、これまで見直し等を行ったことはありませんでした。また、県の要請に基づき、見直しを行うため、その段階で様々な提出資料もありますので、完成後に内容が大きくズレているというようなことは生じることはありませんが、生じた場合は、必要な協議を行っていくということになります。</p>
委員	<p>ビジョン策定後に、構想を策定されると思いますが、県との整合性がうまく図れなかった場合、一度作成した資料の修正等に負担は掛からないのですか。スムーズにいくものなのですか。</p>
事務局	<p>県としての構想案が示されるので、それに基づいて策定を行っていきます。前回、基本構想を策定した時は、市の構想策定中には、県との協議も行いますので、完成後に、改めて構想の修正を指導されるようなことはありませんでした。</p>
委員	<p>ビジョンや基本構想、経営戦略等をそれぞれ策定する中で、ビジョンについてはプロポーザル方式を採用して業務委託となり、基本構想については事務局側で策定するということですが、内容に矛盾や齟齬が生じることはないのでしょうか。個々の内容を比較した際、記載内容が別々のものになってしまうようなことはないのでしょうか。全て一括して業務委託で実施するようなことはできないのでしょうか。</p>

事務局	<p>プロポーザル方式においても、一方的に策定の全て任せるのではなく、市との意見交換を重ねながらお手伝いいただくような形となりますので、市で策定するその他経営戦略等との内容に齟齬が生じることはないと考えています。最終的には担当部局にて、内容確認も行いますので、内容の相違に関する問題はないかと考えています。</p>
会長	<p>最終的には市の担当部局で確認されていますので、ズレが生じたり、違う趣旨の言い回しをしているようなことは基本的にはない、ということで受け止めたいと思います。</p>
(4) 今後の合併処理浄化槽整備について	
会長	<p>「今後の合併処理浄化槽整備」について、事務局に説明を求めた。</p>
事務局	<p>(資料3に基づき説明を行う)</p>
会長	<p>事務局からの説明がありました。委員の皆様からご質問や意見等はありませんか。</p>
委員	<p>浄化槽設置について、市設置型から個人設置型に変更するという内容については賛成です。個人が建てた住居は、個人が管理するのが普通のことですので、浄化槽のみ、市が設置をし管理することに不自然さを感じます。個人の建物は全体が個人の物だと思いますので、浄化槽についても、個人が設置、管理を行い、それに対する市からの補助金交付が自然だろうと思います。また、下水道使用料が浄化槽以外の方と同額であるということも不公平ではないかと思っておりますので、移行を進めていき、個人負担が軽減されるということであれば賛成です。</p>
会長	<p>合併処理浄化槽の個人設置型について、今後の方向性について、先ほど意見がありました下水道基本構想の見直しで位置づけられるものとして捉えてよろしいのでしょうか。基本構想との兼ね合いがどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>市の方針として、合併処理浄化槽の位置づけに関して、基本構想の中で示していきたいと考えております。</p>
会長	<p>合併処理浄化槽については、下水道基本構想の中に盛り込まれていくということですね。ということであれば、基本構想策定中にある、令和7年度中にこれら合併処理浄化槽についても、協議されていくということでしょうか。</p>
事務局	<p>今年度内に方向性を決定して、条例改正を行い、令和7年度に市民に周知し、補助事業の計画を変更、令和8年4月1日から転換していきたいというところです。県には今年度中に計画決定をし、今後、市としての計画を報告する流れになります。</p>

会長	<p>市で浄化槽について、今後こういった形でやっていくんだということを、上下水道ビジョンの中においても、表現できているというようなことによろしいですね。その他、何かありますか。</p>
委員	<p>浄化槽の整備についてですが、市民の方から「個人設置ではなく、これまで通り市設置を継続して欲しい」との声も上がると思いますが、その場合、どのように対応していくつもりですか。</p>
事務局	<p>今後は、市設置は実施をしませんので、個人で設置をお願いしていくということになります。現在、市が管理している浄化槽については、個人からの同意がないと譲与できないということもあります。</p> <p>今時点で、譲与を行った場合、個人の方の負担が増えてしまいますので、すぐに同意を得られるとも考えてはおりません。本来使用料で賄うべき費用については、現在は全体として12万円程度の設置費用が掛かりますが、国庫補助金等でも一部賄われておりますので、本来使用料を8万円程度いただく必要がある所を、令和4年度までは、3万6千円程度の負担しかいただいていた状況でしたが、下水道使用料の改定により、4万8千円程度の負担をいただく状況になりました。</p> <p>経費に見合った費用をいただければ、市運営も可能なのですが、個人で維持管理を頼む場合よりも、市で維持管理する場合の方が、職員人件費など様々な経費が掛かるので、将来的には浄化槽部分の使用料改定は必要になると想定されます。</p> <p>個人設置型浄化槽の方がお客様にとってメリットがあるということを今後伝えていきたいと考えています。本来の浄化槽設置に見合った適正な使用料負担をいただくような検討も、今後していかなければならないと考えています。</p>
会長	<p>譲与が拒否された場合は、それに見合う費用負担を個別に求めていくということですか。</p>
事務局	<p>その場合は、浄化槽使用料改定を進めていく必要があると思っておりますが、今後、検討を行っていきたいと考えています。しかし、どうしても同意が得られない場合もあるかと思っておりますので、市設置型を継続される方がいれば、それに見合った使用料負担を求めていくという方向で検討を進めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>今のうちから進めておかないと混乱が生じる可能性もありますので、真っ当に考えれば、負担にはなるかもしれないけれど、大きなデメリットになることはないということで、周知方法も含め、どのように実施していくのか事前準備、検討が必要かと思えます。</p>
委員	<p>個人用浄化槽について、企業の扱いはどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>浄化槽エリアの個人住宅の設置については、補助金交付の措置を考えていますが、企業として使用している浄化槽については、企業が設置し、企業が</p>

	<p>管理するということになりますので、市補助金の交付は行わないということになります。あくまで個人住宅の方への浄化槽ということになっております。</p>
委員	<p>浄化槽の法定耐用年数は1基当たり何年となりますか。</p>
事務局	<p>法定耐用年数は28年です。</p>
委員	<p>28年を踏まえまして、資料16ページの図のとおり、下水道事業会計の負担は、今後一定水準で低下していくということでしょうか。</p>
事務局	<p>資料についても色々な想定手段がありますが、金額については令和6年度当初予算ベースで換算しております。また、年間設置基数についても、浄化槽エリアでは半分程度の普及しかしておりませんので、今後も年間約80基程度の水準で行われるだろうと想定しました。また、譲与に関しても32年間程かかるのではないかと推測でグラフを作りました。しかし、今後市で管理を続けていけば、市の負担は増加していきますし、譲与を行っていけば、維持管理等に係る経費が減少しますので、市負担が減少していくということになります。</p>
委員	<p>現在、登米市の世帯数が約28,000世帯かと思いますが、28年の耐用年数で1年ごとに交換するとなると、1年あたり900基程度の交換が必要になると思われるが、80基の想定で算定している根拠等があれば教えて下さい。</p>
事務局	<p>資料5ページをご覧くださいまして、市内27,180世帯のうち浄化槽整備区域は7,496世帯となっています。そのうち、2,100基程度が市設置となっております。今後、全世帯の整備に何年かかるかは不明ですが、これまでの実績からして、年間約80基の整備が行われていくだろうと考えられます。</p>
委員	<p>資料12ページの補助金についてですが、国の補助金と市の補助金とありますが、市の補助金の場合、一般会計から交付されるのですか。それとも国から補助金が交付されて、それを市から補助金として交付するというのですか。</p>
事務局	<p>浄化槽については、使用料をいただいて維持管理しているという事もありまして、公営企業として事業を行っている状況です。</p> <p>ただ、補助金タイプが変わりますと、単に個人が設置するモノに対して市から補助金を交付するということになりますので、使用料で運営していくということでもなくなりますので、補助金タイプが変わった際には、一般会計側に代わるものと思っております。具体的には、浄化槽の法定の申請を受け付けている廃棄物対策課が所管になるのではないかと見込んで調整しています。市の一般会計から補助金を出すということになります。</p> <p>補助金については、整備費のうち、4割程度を市負担となり、そのうち1/3が国庫補助で負担されるということになっています。一旦、市から補助金を交付し、実績に基づき国から交付されるような流れとなります。</p>

	<p>維持管理については、補助金タイプになりますと、個人ごとに浄化槽の維持管理を持った業者さんに委託していただくという形になります。</p>
委員長	<p>一般会計の財源内訳についても簡単にご説明いただけますか。</p>
事務局	<p>資料 19 ページをご覧くださいますと、汚水処理費の財源についてが書いています。浄化槽の部分で全体費用として 12 万円程度となっておりますが、国の方から繰出基準として、一般会計が負担しなさいとされているものが、4 万円程度となっております、残りは使用料で賄うべきとなっております。令和 4 年度の決算値になっておりますけれども、(グラフの) 赤棒部分の 47,740 円も含めて、9 万円ほどを一般会計からいただいているという状況になっております。</p>
委員	<p>市の方でも、色々なやりくりや複雑な会計があると思いますが、市は財政難の厳しい状況であろうと思います。市補助の後に国の補助が交付されるわけであり、資料 15 ページにあります、個人設置型の補助金については、経過措置として 3 年、上乘せ補助が市で 3 割、7 割相当を補助すると記載あるが、これで間違いないのでしょうか。</p>
事務局	<p>上乘せ補助の経過措置については、たたき台の案として記載しております。</p> <p>市長・副市長からは、たたき台の案を提示することに了承は得ております。個人設置型になる場合は、整備時の個人負担は、維持管理については将来的に安価となるが、一時の手だし費用は従前と比較すると急激に増加してしまいますので、3 年間だけは措置していきたいと考えているところです。</p> <p>家の新築等に関しては、個人に委ねられるところですので、この 3 年間に合せて行ってくださいというのは困難ですので、現在計画している方々については、もう 1 年間だけは市設置が可能ということと、向こう 3 年は上乘せ補助を行う予定ですので、早めの水洗化をお願いしますと周知していく予定です。</p> <p>資料 3 ページをご覧くださいまして、設置事業体の費用負担（国基準）というところがあるのですが、補助金のうち 1/3 は国庫補助として、2/3 は市負担としての割合ですが、市負担のうち 8 割は地方交付税の特別交付税措置として賄われる部分となっております。ただし、3 年間の経過措置期間の 3 割上乘せ部分については、交付税は対象外となりますので、全て市で負担するとなります。</p>
委員	<p>何点か質問があります。1 つ目が、2 ページのグラフ浄化槽（市設置）の水洗化率が 41% しかないのですが、こういった理由で低くなっているのでしょうか。もう一つは、市設置から個人設置に代えた場合、管理料が今までよりも高くなると思いますが、浄化槽を点検する業者に対して市から補助金の交付などの対応はできないか。浄化槽の耐用年数が 28 年ということでしたが、更新の時期に補助金の対応ができるか、ということをお伺いいたします。</p>

事務局	<p>浄化槽の水洗化が進んでいないということですが、集合処理区域ですと、近所の皆さんが同じタイミングで加入し始めることがよくあります。しかし、浄化槽の設置については、必ずしも集合処理区域に位置しているわけではなく、個人ごとに設置していくということがありますので、中々進まないものがあります。</p> <p>表の作りに問題があったのですが、「個別処理計」を見ていただくと、人口 22,623 人に対して、約5割の方々が水洗化をしているというような見方になります。</p> <p>浄化槽の入替えの際に、補助金は使えるのかということについては、入替え時でも、補助金対は使えます。</p> <p>管理を行う企業に対する市からの補助金を交付する対応については、自治体によっては対応しているところもありますが、浄化槽件数が少数の場合に多くみられます。登米市の場合は件数が多いので、現在は維持管理費に係る補助金は検討していないところです。</p> <p>資料を読み込んでいただきまして、次回以降お気づきの点等がありましたら、ご発言をいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。</p>
(5) 公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定について	
会長	「公共下水道区域の全体計画変更に伴う都市計画決定」について事務局に説明を求めた。
事務局	(資料4に基づき説明を行う)
会長	都市計画決定の変更決定はいつ頃を予定しているのですか。
事務局	10月頃までに書類を整理し、令和7年2月頃に住民説明会を行いたいと考えております。その段階では内容は固まっている状態ですので、都市計画審議会を案でお示ししながら、3月末頃に審議会で決定していただく。2月に住民説明会を行う段階では、ほとんど決定段階ですので、冬までに一度都市計画の方の審議会で内容をお見せし、概ね定まった段階で本会議でもお示ししたいと思います。
会長	<p>本件については、令和7年1月頃の審議会に上がってくる内容となるわけですね。ほか皆さんから何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p>
【6 その他】	
今後の審議会の予定について	
会長	「今後の審議会の予定」について事務局に説明を求めた。
事務局	(資料5に基づき説明を行う)
会長	その他、皆さんからはよろしいでしょうか。

委員	PFOS、PFOA について報道されていますが、登米市ではどうお考えですか。
事務局	<p>改めてPFOS、PFOAについては、4,700以上もの種類からなる有機フッ素化合物を示しておりますが、本市では令和3年度から水質検査を行っており、市内浄水場9箇所にて浄水の検査を年1回、保呂羽浄水場と米川浄水場の原水検査を年1回検査しております。結果については、ホームページで公表しておりますが、本市において現時点では、検出されておられません。</p> <p>いつ何時、発生するかも分かりませんので引き続き検査を実施していきたいと思っております。</p>
【7 閉会】	
会長	本日の審議会については以上とさせていただきます。ご協力いただきまして皆さんどうもありがとうございました。
事務局	閉会にあたりまして、菅原副会長様からご挨拶をいただきたいと思いません。
副会長	約2時間に当たり審議をいただきましてありがとうございました。